

## ● 寄稿2

# マルチマルチクレーム制限の導入とその運用について

調整課 審査基準室 岡山 太一郎

### 抄録

特許法施行規則等の改正により、令和4年4月1日以降にする特許出願及び実用新案登録出願においては、請求の範囲にマルチマルチクレームを記載することが制限されている。本稿では、マルチマルチクレーム制限の導入の背景や、マルチマルチクレーム制限に関する審査基準改訂の概要並びに制限後の出願動向について紹介するとともに、審査基準の改訂に携わった筆者の所感を述べる。

## 1. はじめに

国際調和並びに第三者の監視負担及び審査処理負担の軽減の観点から、マルチマルチクレームを制限するため、特許法施行規則及び実用新案法施行規則の改正（令和4年4月1日に施行。以下「制度改正」という）や、特許・実用新案審査基準（以下「審査基準」という）の改訂などが行われた<sup>1)</sup>。従来マルチマルチクレームは、広く実務で用いられてきた請求の範囲の記載様式であるところ、本制度改正及び審査基準の改訂は、多くのユーザーの出願実務に影響を及ぼすものと言える。本稿では、今回、マルチマルチクレームを制限する制度改正に至った背景や審議会での検討結果の概要を紹介する。また、特許法施行規則の改正内容や、改訂審査基準の具体的内容を説明するとともに、制限後の出願動向について簡単に紹介する。なお、本稿で述べる見解は、あくまで筆者の個人的なものであり、特許庁を代表するものではないことを申し添える。

## 2. 請求項（クレーム）の記載様式

マルチマルチクレーム制限の導入の背景及びその内容について説明する前に、特許法において定められている請求項（クレーム）の記載様式、特に請求項の引用形式に関するルールについて紹介した後、マルチマルチクレームの実態について説明する。

特許請求の範囲の記載様式については、特許法36条6項4号において、経済産業省令で定めるところにより記載されていることを求めており、特許法施行規則24条の3第3号においては、他の請求項の記載の引用は、その請求項に付した番号によりしなければならないことが規定され、同条第4号においては、他の請求項の記載を引用して請求項を記載するときは、先行する請求項を引用しなければならないことが規定されている。すなわち、他の請求項を引用して請求項を記載することは、特許法施行規則24条の3において許容された記載様式であり、このような記載様式で記載された請求項は「引用形式請求項」という。一方、他の請求項を引用しないで記載

1) 特許庁HPの「マルチマルチクレームに関する審査について」(<https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/letter/multimultichecker.html#shinsa>)では、マルチマルチクレーム制限に伴う審査基準の改訂の概要やマルチマルチクレーム検出ツールなどを紹介している。

した請求項を「独立形式請求項」といい、「引用形式」又は「独立形式」のいずれとするかは出願人により選択され、いずれの形式も記載表現が異なるのみで、同等の取扱いを受けるものとされている<sup>2)</sup>。さらに、「引用形式請求項」については、他の2以上の請求項の記載を引用して記載する「多数項引用形式請求項」も認められており、また、先行する他の一の請求項のすべての特徴を含む請求項とするものや、先行する他の請求項の発明を特定するための事項の一部を置換する請求項とするものも認められている<sup>3)</sup>。

今般のマルチマルチクレーム制限においては、上記「多数項引用形式請求項」のうち、他の2以上の請求項を択一的に引用する請求項をマルチクレームといい、このマルチクレームを引用するマルチクレームを、マルチマルチクレームとして制限の対象としている。以下の例では、マルチクレームである請求項4は、他のマルチクレームである請求項3を引用しているため、マルチマルチクレームとなる。そして、この請求項4には、A+D、A+B+D、A+C+D、A+B+C+Dからなる4つの発明が選択肢としてまとめて記載されることとなる。同様に、請求項5もマルチマルチクレームであり、A+E、A+B+Eなど8つの発明が選択肢としてまとめて記載されている。このように、先行する全ての請求項を択一的に引用するようなマルチマルチクレームが累

積することにより、1の請求項により表現される発明の数が非常に多数となり、特許請求の範囲全体に含まれる発明の数は指数関数的に増加することとなるが、このようなマルチマルチクレームについても、従来は許容されていた。

### 3. 制度改正の背景と検討経緯<sup>4)</sup>

国際的にみると、日米欧中韓の主要知的財産庁<sup>5)</sup>の所在国・地域のうち、欧州はマルチマルチクレームを認めているが、米国・中国・韓国ではマルチマルチクレームは制限されており、これら3か国への出願は日本からの海外出願全体の約7割を占める<sup>6)</sup>。グローバルな権利取得がますます増加する中、出願人にとっては、各国の制度に応じた形式で請求の範囲を記載する手続負担が増大していると考えられ、日本からの海外出願先の約7割を占める国においてマルチマルチクレームが制限されていることを踏まえると、マルチマルチクレームに関する対応が当該手続負担の一因であったと言える。

また、マルチマルチクレームはその構造により、表現できる実質請求項数、すなわち引用形式を取らない場合に記載される請求項の数、が指数関数的に増加することになる。例えば、出願全体の約99%において請求項の数は30以下であり、1000を超える

#### 【マルチマルチクレームの例】

請求項1 Aを含む組成物。

請求項2 さらにBを含む請求項1に記載の組成物。(⇒A+B)

請求項3 さらにCを含む請求項1又は2に記載の組成物。(⇒A+C、A+B+C) (マルチクレーム)

請求項4 さらにDを含む請求項1～3のいずれか1項に記載の組成物。  
(⇒A+D、A+B+D、A+C+D、A+B+C+D) (マルチマルチクレーム)

請求項5 さらにEを含む請求項1～4のいずれか1項に記載の組成物。  
(⇒A+E、A+B+E、A+C+E、A+B+C+E、A+D+E、A+B+D+E、A+C+D+E、A+B+C+D+E) (マルチマルチクレーム)

2) 特許庁『特許・実用新案審査ハンドブック』(2022) 第Ⅱ部第2章2202 参照。

3) 前掲注(2)と同じ。

4) この章において引用する産業構造審議会知的財産分科会の基本問題小委員会(以下「基本問題小委」という)及び特許制度小委員会審査基準専門委員会ワーキンググループ(以下「審査基準WG」という)の資料などは、以下のURLから参照されたい。

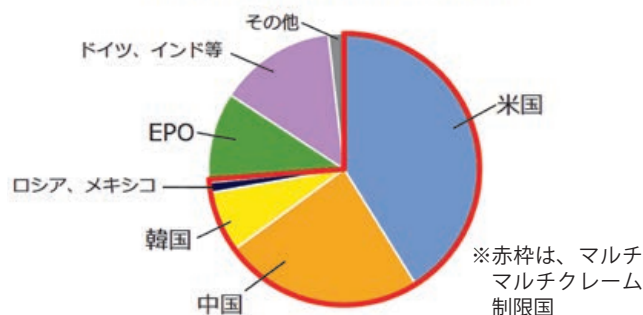
基本問題小委のURL：[https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/kihonmondai\\_shoi/index.html](https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/kihonmondai_shoi/index.html)、

審査基準WGのURL：[https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/kijun\\_wg/index.html](https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/kijun_wg/index.html)

5) 日米欧中韓の主要知的財産庁への特許出願件数は、世界の特許出願件数の8割以上を占める。特許行政年次報告書2022年版第2部第4章1.(1)参照。

6) 次ページ左上図参照。

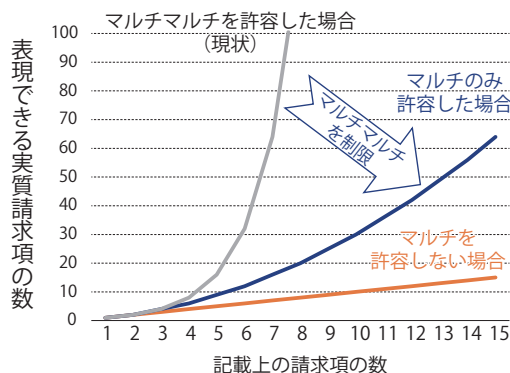
日本からの海外出願先の割合 (2019)



※日本からの出願が1,000件以下の国・地域・機関については、マルチマルチクレームの制限の有無については分析していない(グラフ中の「その他」)。

第16回審査基準WG資料より抜粋

表現できる実質請求項の数 (理論値)



第3回基本問題小委資料より抜粋

ことは極めて少ないにもかかわらず、実質請求項数が1000以上になる出願が約5%も存在していた<sup>7)</sup>。これに起因して、制度改正前には、第三者の監視や審査官の審査処理において過度な負担を生じさせていたものと考えられる<sup>8)</sup>。さらに請求の範囲の記載様式について、他国においては、例えば、引用形式請求項は、独立形式請求項を更に限定する必要がある、又は、各カテゴリー(製品、方法、装置、用途)につき独立形式請求項は原則1つとするといった制限がされている<sup>9)</sup>。このような他国と比べて、我が国では、上記2. のとおり様々な引用形式が認められており、複雑な引用関係によって、その内容把握の負担が大きくなる場合があったと考えられる。

こうした中、令和3年2月に産業構造審議会知的財産分科会基本問題小委員会<sup>10)</sup>において取りまとめられた「ウィズコロナ/ポストコロナ時代における産業財産権政策の在り方 とりまとめ」の中で、「国際調和の観点も踏まえ、『マルチマルチクレーム』を制限し、『請求項の数』と『実質的な請求項の数』の差を少なくすることを通じて、審査処理負担の適正化を図る」ことが示された<sup>11)</sup>。基本問題小委において

は、これからの審査制度及び特許庁業務を支えるシステムの在り方について議論がされており、特許審査制度の在り方については、世界最速・最高品質の特許審査の実現に向けた努力が継続されている一方で、特許審査を取り巻く環境の変化に応じて、①審査処理負担の増大<sup>12)</sup>、②特許出願・審査に対する変化する多様なユーザーニーズへの対応、③審査のためのリソースの制約といった課題が存在することが明らかにされている。そして、これらの課題に対する新たな取組・改善策として、特許審査イノベーションを推進することとされ、その中において、上記国際調和の観点も踏まえたマルチマルチクレームの制限による審査処理負担の適正化が取りまとめられている。

そして、令和3年12月に開催された第16回同分科会特許制度小委員会審査基準専門委員会ワーキンググループでは、マルチマルチクレーム制限の対象や制限の例外の必要性などについて議論がされ、制限の対象については、米国、中国及び韓国と同様に、2以上のクレームを択一的に引用するクレームが他のマルチクレームの基礎となることを制限すること

7) 第3回基本問題小委 資料1の44頁参照。  
 8) 第16回審査基準WG 資料1の2頁、5頁参照。  
 9) 欧州特許付与に関する条約の施行規則の規則43 (2) (3) (4) や、米国特許法112条 (d) (e) を参照。  
 10) 同小委では、ウィズコロナ/ポストコロナ時代における「新たな日常」を先取りしつつ、新たな時代にふさわしい産業財産権政策を推進していく必要がある、あるいは産業財産権政策を支える財政基盤は安定的とは言えない状況にあって安定的な財政基盤の構築が急務である、という問題意識の下で議論が行われた。マルチマルチクレーム制限もその中の1テーマとして取り上げられた。詳しくは第2~4回基本問題小委の議事録参照。  
 11) 報告書のURL ([https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/kihonmondai\\_shoi/210203torimatome.html](https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/kihonmondai_shoi/210203torimatome.html))。  
 12) 具体的には、中国を始めとした世界の特許出願件数の増加に伴い、審査の際に検討すべき先行技術文献の数及びその言語などの種類の増大、期間管理負担の大きいPCT国際出願件数の増加、AI/IoT関連発明を始めとする複雑かつ分野横断的な融合技術分野の出願の増加、マルチマルチクレームが許容されることによる審査負担が挙げられている。

とされた。また、制限の例外については、中国で許容されているような制限の例外<sup>13)</sup>の日本での採用について、一部のユーザーから求める声もあったところ検討がされた。この点、例外に該当するか否かの判断自体が煩雑・審査負担となるおそれがあり、例外についての明確な線引きが難しい場合があることを踏まえると、例外を設けることにより予見可能性の観点で懸念があること、及び、例外を設けるとルールの複雑化を招くことから、例外的な許容を行う必要は無いとのユーザーの意見が多数であったことから、中国で許容されているような制限の例外については、我が国において採用しないことなどが了承された<sup>14)</sup>。

## 4. 省令改正や審査基準改訂の概要

### (1) 省令改正の概要

#### (a) 特許出願の場合

マルチマルチクレームの制限については、経済産業省令で定めるところにより特許請求の範囲の記載形式を規定する特許法36条6項4号に基づき、同号が委任する特許法施行規則24条の3に新たに5号を設け、「他の二以上の請求項の記載を択一的に引用して請求項を記載するときは、引用する請求項は、他の二以上の請求項の記載を択一的に引用してはな

らない。」旨を規定している。これにより、同号の要件（以下「マルチマルチクレーム要件」という）に違反する場合には、特許法36条6項4号違反の拒絶理由となる<sup>15)</sup>。

具体的には、以下の例の請求項4は、マルチクレームである請求項3を引用する典型的なマルチマルチクレームであり、拒絶理由の対象となる<sup>16)</sup>。また、特許法施行規則24条の3第5号における「引用する請求項」には、直接的に引用する請求項のみならず、間接的に引用する請求項も含まれる。したがって、以下の例においては、マルチクレームである請求項4を、請求項5及び6を介して間接的に引用するマルチマルチクレームである請求項7についても、マルチマルチクレーム要件違反となる。

さらに、マルチマルチクレームに該当するか否かは、引用関係から形式的に判断されるため、以下の例の請求項8のように、引用する請求項と請求項の末尾が異なるような場合であっても、マルチクレームがマルチクレームを引用する限り、マルチマルチクレーム要件違反となる。

一方、今般のマルチマルチクレーム制限は、2以上の請求項を“択一的”に引用する請求項を制限の対象としている。したがって、例えば「請求項3記載のボルト及び請求項6記載のナットからなる連結装置。」という請求項の場合、2以上の請求項を引用

#### 【マルチマルチクレームの具体例】

請求項1 Aを備える装置。

請求項2 さらにBを備える請求項1に記載の装置。

請求項3 さらにCを備える請求項1又は2に記載の装置。

請求項4 さらにDを備える請求項1～3のいずれか1項に記載の装置。

請求項5 前記Dはd1である請求項4に記載の装置。

請求項6 前記Dはd2である請求項4に記載の装置。

請求項7 さらにEを備える請求項5又は6に記載の装置。

請求項8 コンピュータを請求項1～7のいずれか1項に記載の装置として機能させるプログラム。

13) 中国では、①他のクレームを引用していても当該引用する他のクレームをさらに限定するものでないものや、②多数項引用クレームが、単項引用クレームを介して間接的に他の多数項引用クレームを引用するものは、マルチマルチクレーム制限の対象外となる。詳細は第16回審査基準WG資料1の9頁参照。

14) 第16回審査基準WG資料1の11頁、12頁及び14頁及び議事録参照。

15) 特許請求の範囲が、経済産業省令（特許法施行規則24条の3）で定めるところにより記載されていない場合には、拒絶理由となる（特許法36条6項4号及び49条4号）。なお、特許法36条6項4号は、特許異議の申立て及び無効の理由とはならないことから、マルチマルチクレーム要件違反に該当する場合についても、異議理由及び無効理由には該当しない（特許法113条4号及び123条1項4号）。

16) 特許法施行規則24条の3第5号違反となる類型については、審査基準第II部第2章第5節「特許請求の範囲の記載に関する委任省令要件」参照。



していても、これらを択一的に引用するものでないため、仮に引用する請求項3又は6がマルチクレームであっても、当該請求項についてはマルチマルチクレーム要件違反とはならない<sup>17)</sup>。

### (b) 実用新案登録出願の場合

特許出願と同様に、実用新案登録出願についてもマルチマルチクレームは制限される。具体的には、経済産業省令で定めるところにより実用新案登録請求の範囲の記載形式を規定する実用新案法5条6項4号に基づき、同号が委任する実用新案法施行規則4条に新たに5号を設けて、特許出願と同様にマルチマルチクレームを制限する旨規定している。同号に違反する場合には、実用新案法6条の2に規定する基礎的要件を満たさないものとして、補正命令の対象となる。

### (c) 適用対象

マルチマルチクレーム制限については、省令改正の施行後（施行日：令和4年4月1日）にする特許出願又は実用新案登録出願が対象となる。したがって、施行前にした特許出願又は実用新案登録出願を原出願として、施行後に適法に分割出願する場合など、出願日が施行前に遡及する出願については、マルチマルチクレーム要件違反とはならない。また、国際出願日が施行日前であるPCT出願を、施行後に日本に国内移行する場合についても適用されない。一方で、施行前にした出願を優先権主張の基礎として、施行後に優先権主張を伴う出願を行う場合には、パリ条約による優先権主張の場合も、国内優先権による優先権主張の場合も、出願日を遡及させるものではないため、マルチマルチクレーム制限の対象となる。

## (2) マルチマルチクレームに関する審査基準の概要

本制限の導入にあたり、審査基準においては、マルチマルチクレームを含む出願がされた場合の運用について、以下の(a)～(c)に記載の事項を定めて

いる。本運用については、制限の導入趣旨等を踏まえて策定されたものであるが、マルチマルチクレーム要件は、出願時のクレーム作成において回避可能な形式的な要件であるから、マルチマルチクレームを含まない出願がされることが期待され、仮にマルチマルチクレームを含む出願がされたとしても、多くの場合において、審査請求時までにマルチマルチクレームを解消する自発補正がされるものと考えられることから<sup>18)</sup>、実際にこのような運用が適用される案件の数については、限定的なものとなると考えている。

### (a) 審査対象

マルチマルチクレームを含む出願がされた場合には、マルチマルチクレームに係る発明については、マルチマルチクレーム要件以外の要件（新規性、進歩性、他の記載要件など）についての審査対象としないことを審査基準において明記している<sup>19)</sup>。このような運用とする理由としては、マルチマルチクレーム制限は、審査負担の軽減を目的の一つとして設けられたものであり、マルチマルチクレームに係る発明について、従来通り審査対象とすることは、制限が設けられた趣旨に反することになるだけでなく、適切な請求項の記載形式によりした出願とそうでない出願との間の取扱いの公平性を損なう一因ともなることが挙げられる。

また、マルチマルチクレーム要件に違反しない請求項であっても、マルチマルチクレームを引用する請求項（例えば、マルチマルチクレームを引用する単項引用形式請求項<sup>20)</sup>）に係る発明についても、当該請求項に係る発明の把握にあたっては、その引用によりマルチマルチクレームと同様の問題が生じることとなるため、同様に審査対象としない。

なお、PCT出願の国際段階については、従前のとおり、マルチマルチクレームについて国際調査又は国際予備審査の対象とすることとしている。ただし、日本に国内移行をする際には、マルチマルチクレームとならないよう補正をする必要がある。

17) 一方で、「請求項1～3のいずれか1項に記載のボルト及び請求項4～6のいずれか1項に記載のナットからなる連結装置。」において、請求項3がマルチクレームである場合には、請求項3を含めて択一的に引用しているので、マルチマルチクレーム要件違反となる。

18) 高橋 政治, 右田 俊介, 「マルチマルチクレーム制限が日本の審査実務及び外国出願へ及ぼす影響と対応策」, 知財管理, Vol.72, No.8, (2022), 912頁-925頁

19) 審査基準第II部第2章第5節「特許請求の範囲の記載に関する委任省令要件」参照。

20) 4. (1) (a) の例における請求項5及び請求項6がこれに該当する。

## (b) 拒絶理由に対する応答時に制限違反を解消する補正がされた場合の審査

マルチマルチクレーム要件違反を含む最初の拒絶理由通知に対する応答時の補正により、他の拒絶理由とともにマルチマルチクレームが解消された場合であって、この補正によりマルチマルチクレーム要件以外の要件についての審査対象となった発明について審査した結果、通知することが必要になった拒絶理由のみを通知する場合、当該拒絶理由は補正によって生じたものであるから、その拒絶理由通知は「最後の拒絶理由通知」となり<sup>21)</sup>、その後の補正については、補正できる範囲が制限される。

上記運用については、従前より、新規事項が追加されていることが明らかな発明等、先行技術調査の調査対象から除外された発明について、補正により新規性・進歩性等について審査をすることが必要になった場合と同様の扱いである<sup>22)</sup>。

## (c) 発明の単一性との関係

マルチマルチクレーム要件以外の要件についての審査対象とならない請求項については、発明の単一性の判断の際の対象から除外される。したがって、特許請求の範囲にマルチマルチクレーム及び同クレームを引用する請求項が含まれる場合、これら請

求項を除いた特許請求の範囲について、発明の単一性を判断する<sup>23)</sup>。

## 5. マルチマルチクレーム制限への対応

マルチマルチクレーム制限への対応としては、出願時に、マルチマルチクレームを含まない請求の範囲を作成いただくことが重要と考えており、出願前にマルチマルチクレーム要件に違反するか否かの確認を容易にする等、ユーザーの便宜のため、特許庁HPにおいて、マルチマルチクレーム及び同クレームを引用する請求項を検出する「マルチマルチクレーム検出ツール」(図1)を提供している<sup>24)</sup>。本ツールは、請求の範囲における様々な表現を想定して作成しており、典型的な請求項の記載であれば、十分正確にマルチマルチクレームを検出できるものと考えている。しかしながら、想定外の表現も存在するものと思われるところ、検出精度が100%ではない点は予め留意いただく必要はある。

また、上述のとおり、出願時の請求の範囲作成において対応いただくことが原則となるものの、出願後にマルチマルチクレームを含むことに気づいた場合には、2.(b)で述べたとおり、マルチマルチクレー

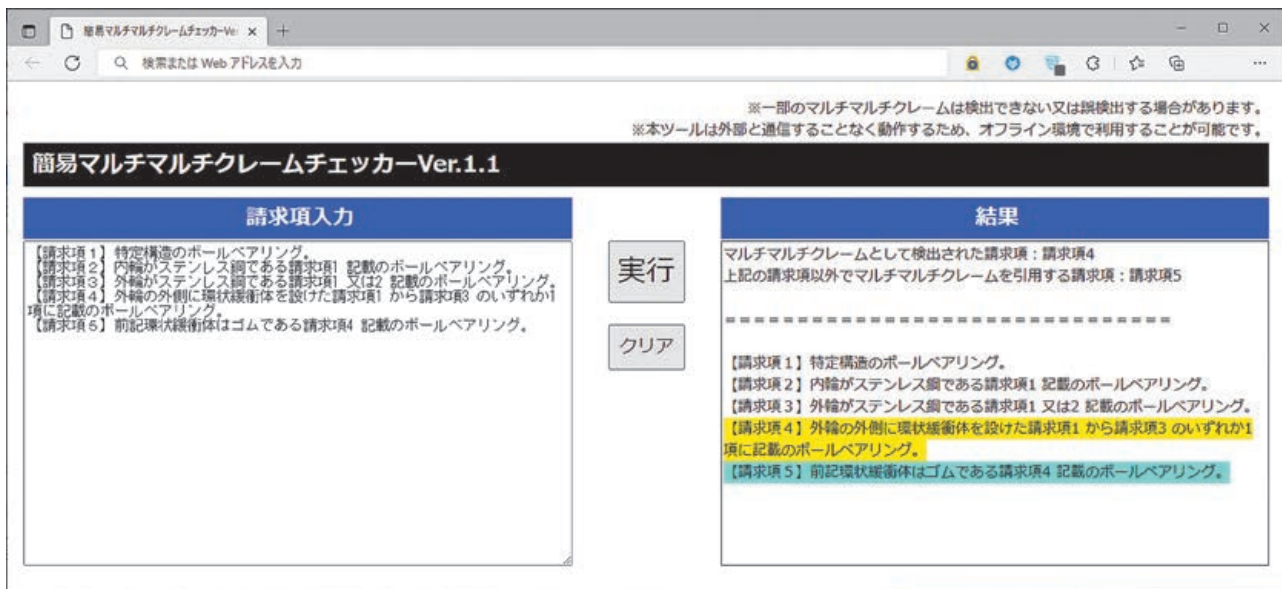


図1 マルチマルチクレーム検出ツール

21) 審査基準第I部第2章第3節「拒絶理由通知」3.2.1 (1) c 参照。

22) 審査基準第I部第2章第3節「拒絶理由通知」3.2.1 (1) b 参照。

23) 審査基準第II部第3章「発明の単一性」4. 参照。

24) マルチマルチクレーム検出ツールのURL (<https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/letter/multimultichecker.html#tool>)。

ム要件違反の拒絶理由が通知された後は補正できる範囲が制限されるおそれがあるため、当該拒絶理由を回避すべく、例えば審査請求時まで自発補正するなどの対応も重要になると考えている。

加えて、制度改正前のマルチマルチクレームを含む日本出願のファミリーを、米国等のマルチマルチクレーム制限国に出願をする場合には、必要な発明の組み合わせを厳選することによって引用する請求項数を減らす例<sup>25)</sup>が従前より多く見られていた。制度改正後の多くの日本への出願においても同様の対応が予想されるが、請求の範囲において、このような対応をする場合には、日本への出願を優先権の基礎として、欧州などマルチマルチクレームを許容している国に出願し、かつ、請求の範囲にマルチマルチクレームを記載することを予定している場合には、優先権主張の効果を享受できるよう、発明の詳細な説明に必要な発明の組み合わせを記載しておくことが望ましいと言える。

この点、出願後の補正が新規事項の追加とならないようにする観点からも、請求の範囲において上記対応をする場合には、将来的な補正の可能性を踏まえて、要すれば発明の詳細な説明に必要な発明の組み合わせを記載しておくことが望ましいと言える。

## 6. 制限後の出願状況

最後に、マルチマルチクレーム制限の導入前後における出願状況の変化について紹介したい。特許出願全体に占めるマルチマルチクレームを含む出願の割合は、マルチマルチクレーム制限前は65%程度であったのに対して、制限後は5%程度に減少している。また、実用新案登録出願全体に占めるマルチマルチクレームを含む出願の割合も、マルチマルチクレーム制限前は25%程度であったのに対して、制限後は3%程度に減少している<sup>26)</sup>。このような出願状況を踏まえると、マルチマルチクレーム制限に対して、既に多くのユーザーに対応いただいているものと考えられる。一方で、上述のとおり、マルチマル

チクレームを含む出願がなされた場合には、例えば、審査請求するときまでに、マルチマルチクレームを解消する自発補正をしていただくことも重要と考えるところ、この点については、今後も周知に努めていきたい。

## 7. おわりに

マルチマルチクレーム制限への対応では、多くのユーザーに多大なご協力をいただいております。感謝申し上げます。また、マルチマルチクレーム制限は始まったばかりであるが、制限導入にあたっては、クレーム構造が分かりやすくなる、あるいは下位クレームも含めて取得を目指す権利範囲を精査する契機になっているとの声も聞かれるところ、今回の改正を、クレーム戦略を見直す契機としてとらえていただければ幸いです。

最後に、今般の制度改正にあたり、審査基準の改訂について貴重なご指導をいただいた審査基準WG委員各位をはじめ、各分野の専門家のお立場からご指導ご助言をくださったユーザー各位に、心よりお礼を申し上げます。

### profile

岡山 太一郎 (おかやま たいちろう)

2006年4月 特許庁入庁 (審査第三部医療)  
 2010年4月 審査官昇任 (審査第三部有機化学)  
 2012年4月 調整課審査基準室 (基準調査係長)  
 2013年7月 ミュンヘン知的財産法センター (MIPLC LL.M) 留学  
 2015年7月 総務課制度審議室 (室長補佐)  
 2016年7月 審査第三部化学応用  
 2017年4月 総務課調整班 (課長補佐)  
 2018年4月 審査第三部高分子  
 2019年1月 通商政策局通商機構部 (参事官補佐)  
 2021年1月 審査第三部プラスチック工学  
 2021年4月より現職 (基準企画班長)

25) 例えば、4. (1) (a) の例でマルチマルチクレームとして示した請求項4「さらにDを備える請求項1~3のいずれか1項に記載の装置。」を「さらにDを備える請求項1又は2に記載の装置。」とする対応。

26) 制限後のマルチマルチクレームを含む出願の割合は、本年4月及び5月出願分を分析した暫定的な数値。また、原出願の出願日が施行日前である分割出願等は、全て出願日が施行日前に遡及すると仮定した数値である。